

公告第 2026-16 号
令和 8 年 9 月 1 日

ナイスグループ健康保険組合
理事長 津戸 裕徳

組合規約一部変更（特定被保険者の保険料額）について、当組合の規約の一部を下記
のとおり変更したので公告します。

記

第 45 条の 3（特定被保険者の保険料額）について、「介護保険料額」の次に「及び調整保険料
額」を加える。
健保連の規約例に当該字句の記載がなく、当組合の規約もこれに準拠して当該部分を記載していな
かったため、実態に即した内容となるよう規約の修正を行うものです。

詳細は、以下の新旧条文対照表に記載のとおりで、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

組合規約 新旧条文対照表

新	旧
(略) 第 5 章 保険料 (略) (特定被保険者の保険料額) 第 45 条の 3 この組合において、介護保険第 2 号被保険者たる被保 険者以外の介護保険法施行法第 11 条に規定する者及び海外に居住 する被保険者を除く被保険者であり、介護保険第 2 号被保険者た る被扶養者を有する被保険者に関する保険料額は一般保険料等額 と介護保険料額及び調整保険料額との合算額とする。 附則 (施行期日) (略) この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 <u>この規約は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。</u>	(略) 第 5 章 保険料 (略) (特定被保険者の保険料額) 第 45 条の 3 この組合において、介護保険第 2 号被保険者たる被保 険者以外の介護保険法施行法第 11 条に規定する者及び海外に居住 する被保険者を除く被保険者であり、介護保険第 2 号被保険者たる 被扶養者を有する被保険者に関する保険料額は一般保険料等額と 介護保険料額との合算額とする。 附則 (施行期日) (略) この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

以上